

【総合評価落札方式評価項目一覧】(津興橋大規模更新事業橋梁(上部工)架設等工事(工事成績重視型))

評価項目(20点満点)	評価の内容	評価基準	評価点	備考
工事成績 (4点)	過去5年間に於いて施工が完了した当該業種の工事のうち、直近3件の工事成績平均点:a	83点以上	4	当該業種の工事とは、コリンズに工事の業種が鋼構造物工事として登録されているものをいい、工事成績平均点は、次の①、②、③を同一工事で全て満たすもののうち、直近に施工が完了した3件の工事成績の平均点(小数点以下第2位四捨五入1位以上)をいう。 ①過去5年間(平成30年4月1日から令和5年7月25日まで)に施工が完了し、コリンズに竣工登録がされている工事であること。 ②津市、三重県、国土交通省中部地方整備局又は国土交通省近畿地方整備局から受注した工事であること。 ③施工完了時の契約金額が1億5,000万円以上の工事であること。 * 該当する工事が2件の場合は2件の工事成績の平均点(小数点以下第2位四捨五入1位以上)、1件の場合は1件の工事成績点とする。 * 評価点についても小数点以下第2位四捨五入1位以上とする。 * 出資比率20%以上のJV構成員としての成績も含めるものとする。 * 当該工事の成績点がわかる資料(工事成績認定書等の写し)及びコリンズ登録の写しを添付すること。 * 当該業種の工事で、上記①、②、③を同一工事で全て満たすものの全ての工事実績一覧を提出すること(別紙様式)。
		73点超83点未満	(4/10)a-29.2	
		73点以下 (実績なしを含む)	0	
工事実績 (3点)	過去10年間に於いて施工が完了した工事のうち、当該工事と同種・同規模工事の元請実績件数:b	10件以上	3	過去10年間とは平成25年4月1日から令和5年7月25日までの期間とし、同種・同規模工事とは、令和5年9月25日津市公告第141号3(10)に示す工事で、コリンズ登録されているものをいう。 * 評価点については小数点以下第2位四捨五入1位以上とする。 * 施工実績評価資料(第5号様式)に、工事内容等が確認できる書類(コリンズ登録の写し等)を添付すること。
		1件以上10件未満	(3/10)b	
		実績なし	0	
社会貢献 (0.5点)	①障がい者雇用の実績の有無及び ②労働安全衛生マネジメント認証の有無	2項目とも有	0.5	障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無及び労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを含む。)に沿った取り組みの認証の有無により評価する。 障がい者雇用については、法律により雇用が義務付けられている企業は法定雇用が達成されていることとし、以下の書類を提出すること * 法律により雇用が義務付けられている企業である場合は、職業安定所に提出する障がい者雇用状況報告書等の写し * 法律により雇用が義務付けられている企業でない場合は、障がい者手帳の写しや手帳番号及び健康保険証の写し等の雇用が確認できる書類 労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインについては、以下の書類を提出すること * 評価機関による評価証、適合証明書等の写し
		上記以外	0	
地域精通度 及び 地域貢献度 (2.5点)	本店等所在地	市内本店業者	1	市内本店業者とは本店の所在地が津市内にある業者をいい、市内支店業者等とは支店若しくは営業所等(建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。)の所在地が津市内にある業者又は津市内に自社工場を有する業者をいう。
		市内支店業者等	0.5	
		上記以外	0	
	市内本店業者施工率(%)	80%以上	1.5	市内本店業者施工率とは、自社及び一次下請業者における市内本店業者施工率をいう。 * 市内本店業者とは、本店の所在地が津市内にある業者のことをいう。 * 市内本店業者施工率評価資料(別紙様式)を提出すること。 * 契約締結後に工事一部下請届け及び下請負契約書の写しを提出すること。 * 契約完了時に履行確認を行い、評価点が下がる施工率となった場合は、指名停止の対象となる。 【例】施工率60%以上80%未満で申告したが施工において最終的に60%未満となった場合は、指名停止の対象とする。
		60%以上80%未満	1.2	
		40%以上60%未満	0.9	
		20%以上40%未満	0.6	
		10%以上20%未満	0.3	
10%未満	0			
配置予定技術者 (9点)	過去5年間に於いて施工が完了した工事で、当該配置予定技術者を配置した当該業種の工事のうち、直近3件の工事成績平均点:c	83点以上	4	当該業種の工事とは、コリンズに工事の業種が鋼構造物工事として登録されているものをいい、工事成績平均点は、次の①、②、③、④を同一工事で全て満たすもののうち、直近に施工が完了した3件の工事成績の平均点(小数点以下第2位四捨五入1位以上)をいう。なお、配置予定技術者の実績は現在の所属企業における実績に限るものとする。 ①過去5年間(平成30年4月1日から令和5年7月25日まで)に施工が完了し、コリンズに竣工登録がされている工事であること。 ②津市、三重県、国土交通省中部地方整備局又は国土交通省近畿地方整備局から受注した工事であること。 ③施工完了時の契約金額が1億5,000万円以上の工事であること。 ④当該配置予定技術者が、主任技術者又は監理技術者として配置された工事であること。ただし、監理技術者が配置された工事については監理技術者としての実績に限る(JV構成員として参加した工事については主任技術者としての実績とする)。 * 該当する工事が2件の場合は2件の工事成績の平均点(小数点以下第2位四捨五入1位以上)、1件の場合は1件の工事成績点とする。 * 評価点についても小数点以下第2位四捨五入1位以上とする。 * 出資比率20%以上のJV構成員としての成績も含めるものとする。 * 当該工事の工事成績点がわかる資料(工事成績認定書等の写し)及びコリンズ登録の写しを添付すること。
		73点超83点未満	(4/10)c-29.2	
		73点以下 (実績なしを含む)	0	
	過去10年間に於いて施工が完了した工事のうち、当該配置予定技術者を配置した同種・同規模工事の施工実績件数	3件以上	3	過去10年間とは平成25年4月1日から令和5年7月25日までの期間とし、配置予定技術者の同種・同規模工事の施工実績とは、コリンズ登録されている令和5年9月25日津市公告第141号3(10)に示す工事のうち、当該配置予定技術者を主任技術者又は監理技術者(監理技術者が配置された工事については監理技術者とする。)として配置した工事の施工実績のことをいう。なお、配置予定技術者の実績は現在の所属企業における実績に限るものとする。 * 配置予定技術者評価資料(第6号様式)に、工事内容等が確認できる書類(コリンズ登録の写し等)を添付すること。
		2件	2	
		1件	1	
		実績なし	0	
	過去1年間のCPDの取得単位数(新型コロナウイルスによる特例あり。備考欄参照)	単年度の推奨単位数以上	1	配置予定技術者が建設系CPD協議会加盟団体(建築関係業種については建築CPD運営会議の加盟団体を含む)で証明、認定されたCPD単位の取得状況により評価する。 * 加盟団体が発行した、学習履歴証明書等の写しを提出すること。 * 取得単位の評価は加盟団体のうちいずれか1団体の証明書等に限る。 * 証明発行団体以外の取得単位数は、CPD単位の相互認証を受け、証明書発行団体の証明に含めることも可能とする。 * 過去1年間とは、令和4年4月1日から令和5年3月31日の1年間を指す。ただし、新型コロナウイルスによる影響を鑑み、令和5年度発注分に限り、CPD取得対象期間を令和3年4月1日から令和5年3月31日の2年間とする。
		単年度の推奨単位の1/2以上	0.5	
		上記以外	0	
若年技術者(45歳以下)の配置	45歳以下	1	配置予定技術者について、令和5年4月1日時点で満45歳以下である場合に評価する。 * 配置予定技術者の保険証の写しや資格証の写しなど、生年月日が確認できる書類を提出すること。	
	46歳以上	0		
その他 (1点)	建設キャリアアップシステム登録・運用	当該工事で運用する	1	建設キャリアアップシステムへ事業者登録されている場合及び、本工事で建設キャリアアップシステムを運用する場合に評価する。 運用とは、本工事について現場・契約情報を建設キャリアアップシステムへ登録すること及びカードリーダーを設置することをいう。 * 建設キャリアアップシステム評価資料(別紙様式)を提出すること。 * 事業者登録にあたって発行された事業者IDの写しなど、建設キャリアアップシステムへの事業者登録が完了していることを証明する資料を提出すること。 * 運用する場合においては、本工事を受注後、現場管理者ID登録完了メールの写し又は現場管理者IDでのログイン画面の写し、及び現場に設置したカードリーダーの設置状況が分かる写真を提出すること。 * 運用するとして申告したが、実際に運用しなかった場合は、指名停止の対象とする。
		事業者登録あり	0.5	
		事業者登録なし	0	